【令和８年度 第１回 日田市環境審議会報告資料】

日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例等の一部改正について
（令和８年第３回日田市議会定例会に条例改正案提出）

１　条例改正の経緯　（令和６年第１回環境審議会資料要約）

(1)　「バイオマス資源化センター」、「地域資源リサイクルシステム」及び「新清掃センター」の一体的見直しについて

- 日田市バイオマス資源化センター（以下「バイオマス資源化センター」という。）は、バイオマス（生ごみ、豚糞尿等）を処理する施設として平成18年度から稼働しており、老朽化が著しく、点検整備費用として毎年約１億円もの予算を費やしていること。
- バイオマス資源化センターでの処理の代替策として、平成27年から９年間にわたり地域資源リサイクルシステム構築のため検討が続けられていたが、システム構築には多額の事業費と年間維持費を要することが明らかとなったこと。
- 限られた財源、職員体制を考えると、地域資源リサイクルシステムを当初想定していた形で整備することは非常に困難であると判断したこと。

(2)　一体的見直しの方向性について

①　バイオマス資源化センターは、老朽化等に伴う維持管理費の増加を考慮すると長期の運転継続は非常に厳しいこと、当該施設のＦＩＴ（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）が令和８年11月末に終了することから、近年中に施設を廃止すること。

②　バイオマス資源化センターで受け入れている生ごみについては、コンポスト（堆肥）化など市民による処理を支援するとともに、コンポスト（堆肥）化ができない分は、分別することなく燃やせるごみに含めて収集運搬し、新清掃センター（バイオマス資源化センター廃止後、新清掃センター完成までの間は現清掃センター）で焼却すること。

③　豚糞尿等については、バイオマス資源化センター廃止後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者責任での処理をお願いすること。

２　条例改正の主な内容

バイオマス資源化センターにおけるバイオマスの受入れについて、令和９年３月31日をもって停止することに伴い、関連する３つの条例について、以下の改正を行うもの。

(1)　日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例の一部改正（第１条関係）

①　バイオマス資源化センターが行う業務から、バイオマスの受入れ、処理の過程で発生する消化液の液肥化及び液肥の供給に関する業務を削除すること。（改正前第３条関係）

②　バイオマスをバイオマス資源化センターへ搬入しようとする者への制限等に係る規定を削除すること。（改正前第５条関係）

③　バイオマス搬入に係る手数料に関する規定、当該手数料の後納に関する規定及び別表第１を削除すること。（改正前第６条・別表１関係）

④　上記③に伴い、手数料の減免に関する規定を整備するほか、不正の手段によりバイ

オマス搬入に係る手数料を免れた場合の過料に関する規定を削除すること。(改正前第７条・第８条関係)

⑵　日田市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正（第２条関係）

バイオマス資源化センターにおけるバイオマスの受入れ停止に伴い、分別収集に関する規定から生ごみを削除すること。(改正前第 19 条・第 25 条の２関係)

⑶　日田市清掃センターの設置に関する条例の一部改正（第３条関係）

生ごみを清掃センターで焼却することに伴い、清掃センターで処理できる一般廃棄物に関する規定について、「(生ごみを除く。)」の部分を削除すること。(改正前第４条関係)

※　施行期日　：　令和９年４月１日

３　条例改正による影響と今後の対応

⑴　家庭から排出される生ごみの収集方法の変更について

令和９年４月１日以降の生ごみについては、現行の分別収集から、可燃ごみに含めた収集となること。

⑵　ごみステーション周辺の環境維持対策

今後、カラスや猫等によるごみの散乱を防止するため、防護ボックスやネット等の対策がされていないごみステーションに対して、現在実施している「防護ボックス購入に対する助成」に加え、新たに「防鳥ネット購入に対する助成」を行うこと。

○防護ボックス購入に対する助成（既決予算）

上限30,000円（補助率 1/3）×12件＝360,000円

○防鳥ネット購入に対する助成（議案第 65 号）

上限5,000円（補助率 1/2）×200件＝1,000,000円

⑶　バイオマス資源化センター廃止及び施設解体に向けた対応

バイオマスの受入れは令和９年３月末までとなるが、それまでに受け入れたバイオマスの処理に一定の期間が必要となること。

※　バイオマスの受入れ停止後は、施設解体に向けてガス及び臭気の発生によるリスクを無くすために残渣物の除去作業を実施する予定であるもの。

４　今後の予定

令和８年 10 月～	市民、事業者及び一般廃棄物収集・運搬業者に対する周知等を実施
令和９年２月	令和９年第１回日田市議会定例会において、「日田市バイオマス資源化センターの設置に関する条例」の廃止議案、令和９年３月末まで受け入れたバイオマスの処理、残渣物の除去作業及び施設解体実施設計業務に係る予算を提出
同年３月	生ごみ分別収集・運搬及びバイオマス資源化センターにおけるバイオマスの受入れ終了（３月31日まで）
同年４月～	清掃センターにおける生ごみの焼却処理開始 バイオマス資源化センターの残渣物の除去作業 バイオマス資源化センター解体実施設計業務

※　上記作業等が終了次第、バイオマス資源化センターの解体・撤去を実施すること